

令和元年度第1回府中市行政不服審査会 議事録

1 日 時

令和元年5月24日（金）午前10時から11時40分まで

2 場 所

府中駅北第2庁舎 5階会議室

3 出席者

(1) 委員

井上 郁子、上原 敏夫、鹿島 秀樹（会長）、滝沢 昌彦、藤井 秀男

(2) 事務局（政策総務部法制文書課）

小川 敬義（法務係長）、片桐 幸治、山下部 裕太、蓑田 直明

(3) 審査庁（議会事務局庶務課）

加藤 敦（庶務係長）

(4) 関係職員（議会事務局議事課）

関根 美保（議事課長）、桑田 明史（議事係長）

4 資 料

諮問書、審査請求書及び審査請求人が提出した書類等、審査請求に係る処分担当課の考えに関する書類、関係法令等及び参考資料

5 内 容

(1) 開 会

会長が開会のあいさつをし、事務局から委員の出席状況の確認及び会議の公開について説明がされた。また、会議の公開については、府中市情報公開条例（以下「条例」という。）第32条第1項第2号に規定に基づき非公開とし、議事録は要点筆記とすることを決定した。

(2) 議 題

平成31年3月28日付諮問書（30府議庶第76号）の諮問事項について審議を行った。

事務局から事案の概要及び資料の説明がされ、本件については、①条例第

24条第4項に基づき関係職員への調査を行うこと、②同条第1項に基づく(審査請求のあった開示決定等に係る)公文書の提示の求めは行わないこと、をそれぞれ決定した。

会長が審査請求書の内容を基に審査請求人の主張を確認した。また、会長から、条例第7条第5号に掲げる不開示情報については、講学上「意思形成過程情報」などと言われるものであり、公開されることにより、自由闊達な議論を行うという合議の在り様が阻害されたり、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがあるという本質的な問題があるため、公文書開示原則の例外と位置付けられていることが説明された。

委員から、開示対象公文書の作成の手順及び開示請求の対応について質問がされ、関係職員がこれに回答した。また、会長から、いわゆる政策決定型の審議会等は、議事録全体を公開するのが原則であり、その例外は安易に認められないのが一般であることが説明された。

委員から、開示済みの公文書と不開示部分の各内容や作成目的・条例案作成上の位置付け等について質問がされ、関係職員がこれらに回答した。

当日配布資料及び関係職員への調査内容等を踏まえ、各委員には更に検討を進めて頂くものとし、続行期日を指定することが提案された。これに各委員が賛同し、次回の会議は令和元年6月28日(金)午前10時から行うことと決定された。

(3) 閉 会

事務局が事務連絡を行い、会長のあいさつにより閉会した。